

県防災対策基本条例に係るパブリックコメント結果

1 実施期間

9月12日（水）～10月11日（木）

2 意見数

1個人1団体 4意見

3 意見の内容

	内 容	対 応
意見 1	<p>全般</p> <p>共助＝自主防災組織となっている。自主防災組織のない地域に配慮した規定が必要である。</p>	<p>条例に示される自主防災活動を行っている町内会や自治会は自主防災組織です。</p> <p>なお、市町村や県が行う防災対策については、自治会や町内会とも連携を図ることにしています。</p>
意見 2	<p>総則（定義）</p> <p>定義で、自主防災組織は、「自発的な防災組織」とされているが、自発的である必要はないのではないか？</p>	<p>自主防災組織について、災害対策基本法第5条第2項では、「住民の隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織」と定義されています。条例では、災害対策基本法と同じ定義を用いています。</p>
意見 3	<p>災害予防対策（自主防）</p> <p>災害時要援護者の把握について、自主防災組織の災害予防対策に規定すべきである。</p>	<p>自主防災組織は、要援護者自らの情報提供及び要援護者本人の同意に基づく市町村からの情報提供により、災害時要援護者を把握することとしています。</p> <p>なお、自主防災組織が行う情報伝達や避難誘導については、要援護者に十分配慮したものとなるよう規定しています。</p>
意見 4	<p>災害予防対策（県）</p> <p>防災ボランティア活動への支援は、ボランティアの安全に配慮したものとなるように規定すべきである。</p>	<p>災害時に安全に防災ボランティア活動が行われるよう体制を整備することを規定することにします。</p> <p style="text-align: right;">（第30条第1項）</p>